



平成 26 年 9 月 24 日

各 位

会社名 株式会社吉野家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 河村泰貴
コード番号 9861 東証第 1 部
問い合わせ先 社長室長 齋藤公利
(TEL 03-4332-9701)

当社子会社に対する公正取引委員会の勧告について

本日、当社の子会社である株式会社吉野家資産管理サービス、株式会社北日本吉野家、株式会社中日本吉野家（以下、「対象会社」といいます。）は、公正取引委員会から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下、「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）第 3 条第 1 号の規定に違反する行為を行なったとして、同法第 6 条に基づく勧告書を受領いたしました。

本件に関しましては、すでに平成 26 年 7 月 25 日付で中小企業庁の立入検査を受けている旨をお知らせし、またその後、中小企業庁から公正取引委員会に対して措置請求が行なわれた同年 8 月 20 日の翌日、当社ホームページにおいて、Q & A を掲載し、詳細に説明しております。

今回の公正取引委員会による勧告は、これと同一の内容となります。

対象会社においては、内税取引の家主様と個別に協議し、同意いただいた家主様との間で賃料改定を行なったものですが、消費税転嫁対策特別措置法が禁止する減額、買ったときは、当事者間に合意があったとしても、該当するという点について、法令に対する認識が不十分でありました。

したがいまして、対象会社では、今回、減額、買ったときにあたとされたすべての家主様に対して、本年 4 月 1 日の消費税率引き上げ後の消費税率引上げ分相当額のお支払いをすでに完了しており、あわせて、従来の内税取引による方法を改め、外税取引契約への変更を行なっております。

この度は、対象の家主様をはじめ、ご関係の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

対象会社をはじめ、当社グループにおきましては、今回の勧告を真摯に受け止め、再発防止のため、勧告の内容及び消費税転嫁対策特別措置法について、社内研修等を通じて周知徹底を図り、法令遵守の体制整備に努めてまいります。

以 上